

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

お知らせ

6月1日は
人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された6月1日に定めた「人権擁護委員の日」を中心に皆さんとともに、一層の人権尊重意識の啓発に努めることを申し合わせ、全国一斉特設人権心配ごと相談を実施します。

特設人権心配ごと相談所
を開設します

■日時

6月2日（月）
午前10時～午後3時

■場所

総合福祉センター
「ハピネス」

人権問題、家庭問題、
「いじめ」問題、ハラス

メント、近隣関係のいざこざ等の身近な問題など、お気軽にご相談ください。相談料は無料で、秘密は堅く守られます。

人権擁護委員は町長から推薦を受け、法務大臣から委嘱された方々です。

人権擁護委員は自宅での相談にも応じられます。難しい手続きはありません。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

■お問い合わせ

保健福祉課 福祉係

☎ 4・2511

内線614

☎ 4・3356（直通）

名寄人権擁護委員協議会
（旭川地方法務局名寄支局内）

☎ 01654・2・2349

お知らせ

生活・仕事相談会を開催
します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。【要事前予約】

■開催日時

5月13日（火）
6月10日（火）

①午前10時～午前10時50分
②午前11時～午前11時50分 の2回

■開催場所

総合福祉センター

「ハピネス」

■申込期限

開催日前日の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。

■相談料

無料

■申込先・実施主体

自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」
〒078・8231

旭川市豊岡1条2丁目1・16

☎ 0166・38・8800

FAX 0166・33・0021

メール

anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■その他

相談開始時間確認等のため、センターにより電話連絡することがあります。



お知らせ

6月1日は「電波の日」
です

総務省では、6月1日を「電波の日」とし、6月10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定め、電波利用に関するルールの周知・啓発活動を行います。

総務省 北海道総合通信局では電波を監視し、正しい電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、お問い合わせください。

■お問い合わせ

総務省 北海道総合通信局
☎ 011・737・0099

（電話受付時間 午前8時30分～午後12時、午後1時～午後5時 土・日・祝日除く）